

過誤の注意

請求額を上回る過誤申立はできません。

例：1月～3月利用分について、算定不可のサービス400,000円分を請求していたため、5月審査で実績取下げをしようとする。

通常過誤申立：1月～3月利用分介護報酬 400,000円(算定不可サービス分)

事業者請求：4月利用分介護報酬300,000円

